

平成28年6月30日

保護者 各位

宮城県登米総合産業高等学校長 鈴木 琢也

(公印省略)

平成28年度高等学校等就学支援金について(通知)

平成28年6月までの就学支援金については、受給資格がない又は受給申請されなかつたため支給されず、第1期分の授業料を納入いただいております。

平成28年7月から平成29年6月までの就学支援金については、保護者等の平成28年度市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の場合、受給資格の申請をすることにより受給可能となります。

つきましては、下記のとおりご提出ください。

1 受給申請をする方の提出書類

- (1) 高等学校等就学支援金収入状況届出書
- (2) 平成28年度市町村民税所得割額が記載された書類

※(1)の記入例が7ページに、(2)の詳細は5~6ページにありますのでご覧ください。

2 受給申請をしない方の提出書類

- (1) 高等学校等の就学支援金に関する申出書

※記入例が8ページにありますのでご覧ください。

3 提出期限及び提出先

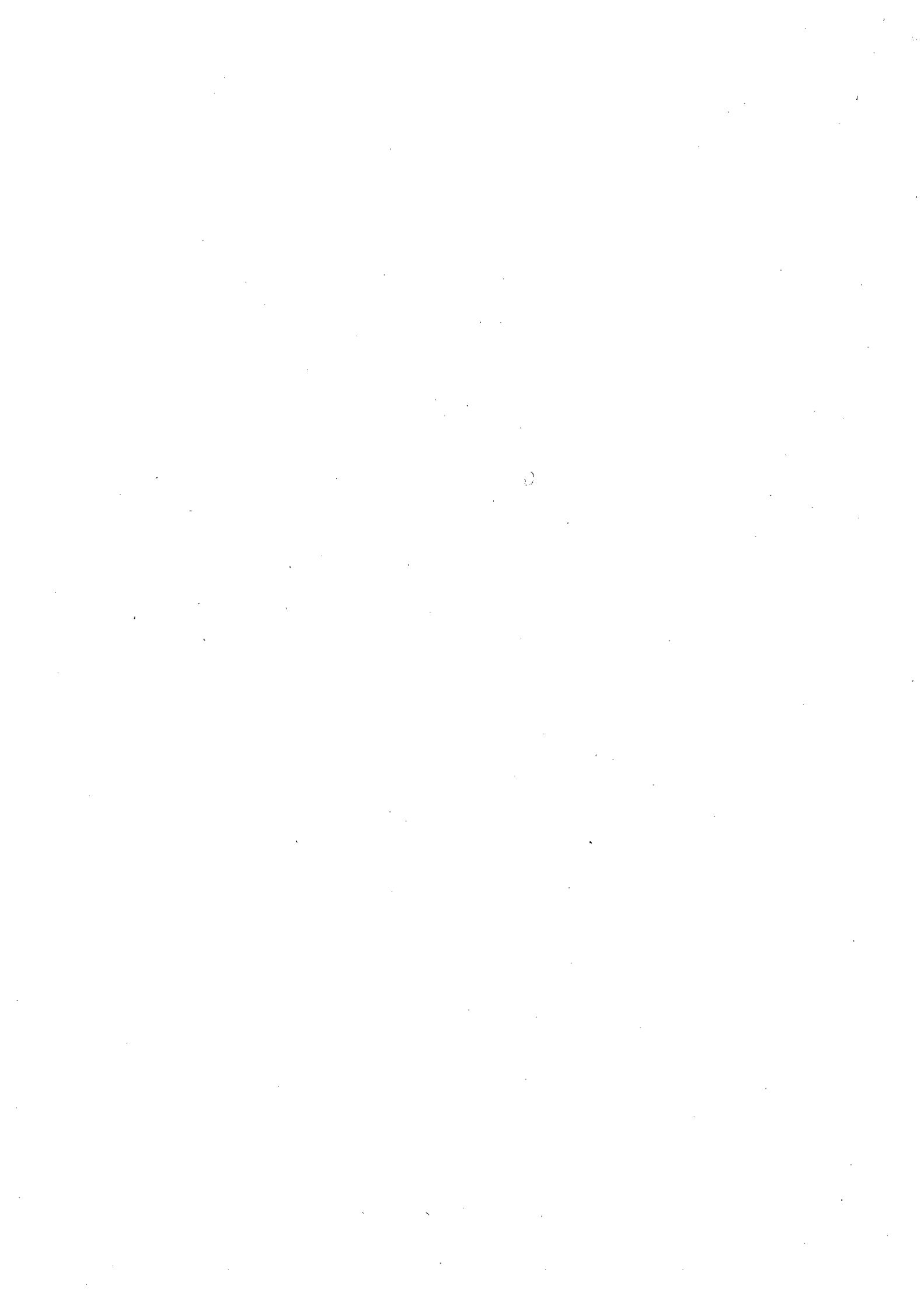
提出期限: 平成28年7月15日(金) ※期限厳守でお願いします。

提出先: 封筒に厳封のうえ、お子様を通じて担任へ提出してください。

なお、手続きの詳細は別添「～「受給資格認定申請」の手続きについて～」をご覧いただき、ご不明な点等ございましたら下記担当までお問い合わせください。

担当: 事務室 小野寺

TEL: 0220-34-4666



平成28年6月分までの就学支援金を受給されていない方へ

～「受給資格認定申請」の手続きについて～

平成28年7月から翌年6月までの就学支援金は、保護者等の平成28年度の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満の場合に受給することができますので、以下の書類を提出してください。

もし、平成28年度の市町村民税所得割額が304,200円以上の場合や、過去に高等学校等を卒業したことがある方、高等学校等の在学期間が36月（定時制・通信制48月）を超えている方、就学支援金の受給を希望しない方は、2ページ後段を御覧ください。

●提出する書類

以下の2つの書類を学校の事務室へ提出してください。

(1) 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

(2) 保護者等^{*1}の平成28年度の市町村民税所得割額^{*2}が記載された書類

※1 保護者等とは、原則として親権者となります。市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。親権者がいない場合は、未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。（保護者等の判断基準については、4ページ参照）

※2 市町村民税所得割額が記載された書類とは、以下の書類（5～6ページ参照）となりますので、いずれかを提出してください。

- ・市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し
- ・市町村民税納税通知書の写し
- ・市町村民税課税（非課税）証明書の写し

（・H28.1.1現在、生活保護受給世帯については、生活保護受給証明書（原本）でも可）

●提出方法及び提出期限

配付した提出用封筒に氏名等を記入、厳封した上で平成28年7月15日（金）までに学校の事務室へ提出してください。やむを得ない理由で提出できない場合は、学校の事務室へ御相談ください。

●授業料の納入について

上記期限までに受給資格認定申請書が提出された場合、以下のとおり、第2期分の授業料の徴収期限を変更します。認定されれば、授業料は納入しなくともよくなりますが、もし、不認定の場合は、以下の徴収期限までに授業料を納入していただくことになります。

- ・平成28年度第2期（7~9月分） 徴収期限 平成28年8月15日 → 変更後の徴収期限 平成28年11月15日
- ・平成28年度第3期（10~12月分） 徴収期限 平成28年11月15日
- ・平成28年度第4期（1~3月分） 徵収期限 平成29年2月15日
- ・平成28年度第1期（4~6月分） 徵収期限 平成29年5月15日

●今後の就学支援金の受給手続き

2年次、3年次（定時制・通信制は4年次）の7月に同様の手続きにより書類を提出していただくことになります。記入していただく書類等はその都度、配付します。

●その他

偽りその他の不正の手段により、就学支援金を受給した場合は、国税徴収の例により返還を求めます。

（裏面の注意事項も御覧ください。）

～注意事項～

● 保護者等に変更が生じた場合

保護者等が増えた場合（再婚等）で市町村民税所得割額が304,200円以上となった場合は、その事由が発生した日の翌月（月の初日の場合はその月）から受給資格を失い、就学支援金は受給停止となります。また、保護者等が欠けた場合（離婚等）で、市町村民税所得割額が304,200円未満となった場合は、届出のあった日の翌月（月の初日の場合はその月）から受給できますので、学校事務室へ御連絡ください。

● 課税額に変更が生じた場合

所得税の更正又は決定により、市町村民税所得割額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の市町村民税所得割額が記載された書類を学校事務室へ提出してください。

● 生徒が休学する場合

病気等やむを得ない理由で休学する場合は、就学支援金の受給を停止する手続きが必要になりますので、学校事務室へ御連絡ください。

過去に高等学校等を卒業、終了したことがある方へ
高等学校等の在学期間が36月（定時制・通信制48月）を超えている方へ
就学支援金の受給を希望しない方へ

～「受給資格認定申請をしない申し出」の手続きについて～

就学支援金を受給することはできませんが、意思等の確認のため、以下の書類を学校事務室へ提出してください。

● 提出書類

高等学校等就学支援金に関する申出書

● 提出方法及び提出期限

配布した提出用封筒に氏名等を記入、厳封した上で平成28年7月15日（金）までに学校の事務室へ提出してください。

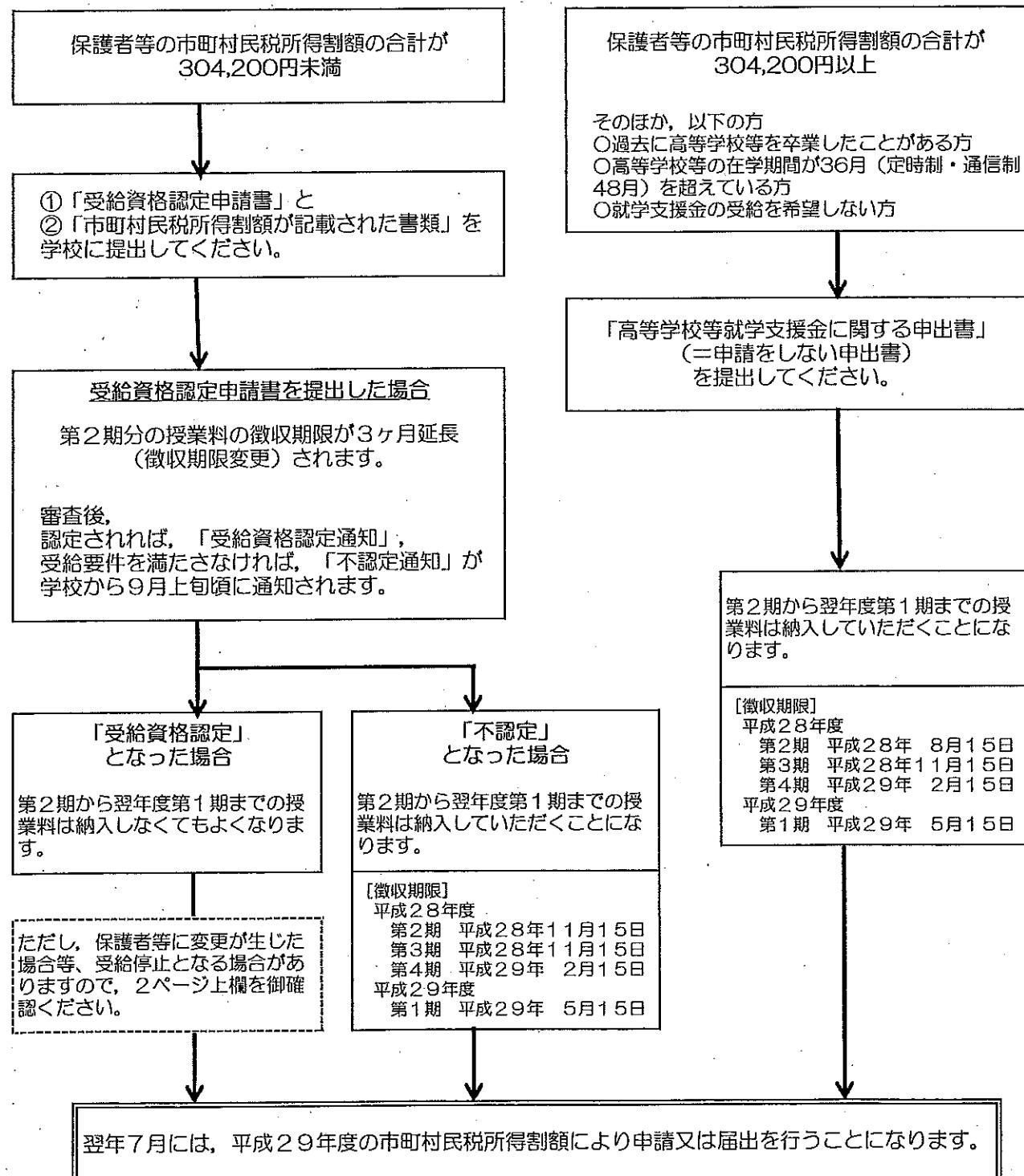
● 授業料の納入について

以下の徴収期限までに授業料を納入していただくことになります。

- ・ 平成28年度 第2期 徴収期限 平成28年 8月15日
- ・ " 第3期 徴収期限 平成28年11月15日
- ・ " 第4期 徴収期限 平成29年 2月15日
- ・ 平成29年度 第1期 徴収期限 平成29年 5月15日

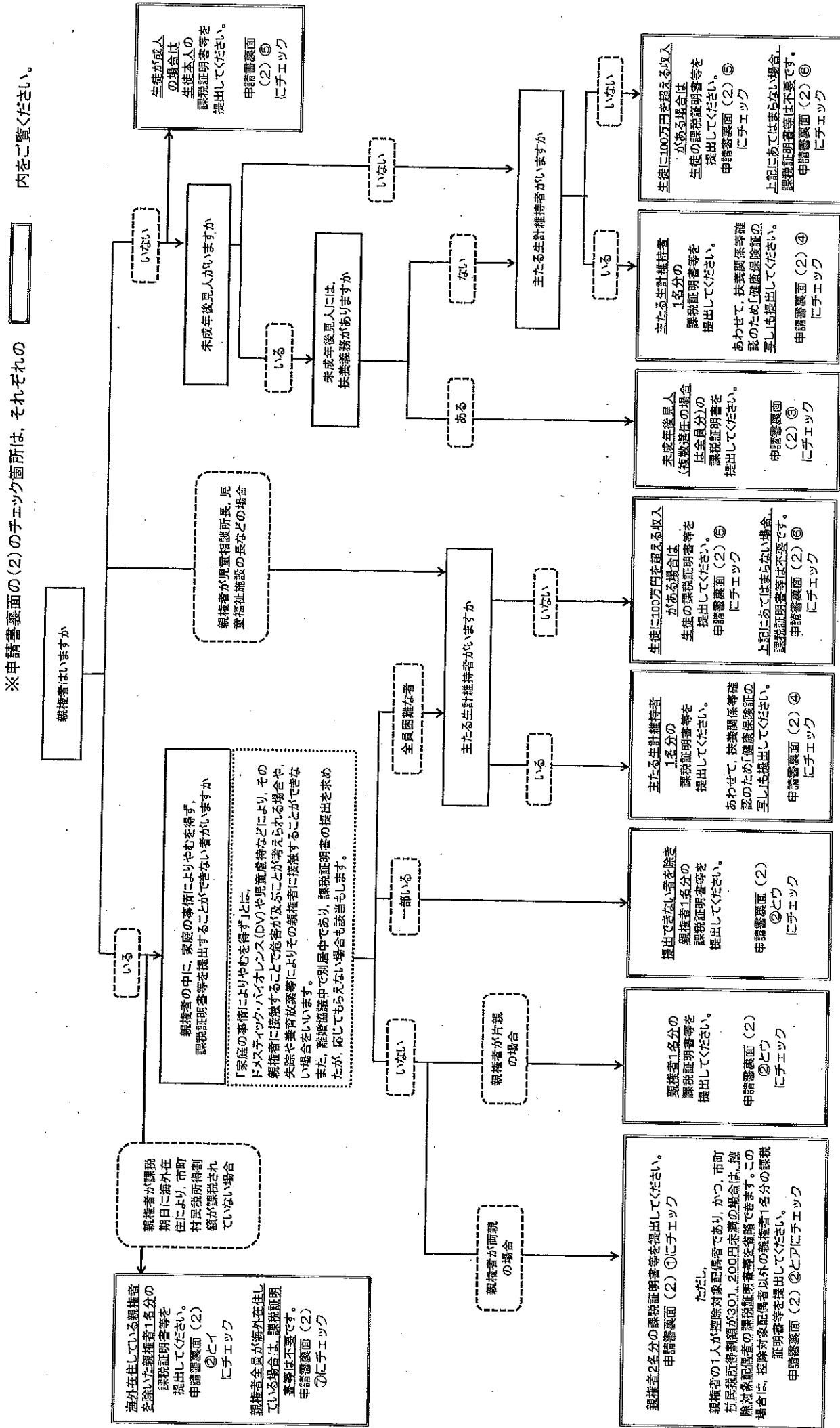
6月分までを受給されていない方の7月の手続き
～7月から翌年6月までの就学支援金を受給するためには～

市町村民税所得割額が記載された書類（＝課税証明書等）で平成28年度の市町村民税所得割額を確認してください。



〈「保護者等」の判断基準について〉

※申請書裏面の(2)のチェック箇所は、それぞれの
内をご覧ください。



市町村民税所得割額が記載された書類とは

1 紿与所得者（主にサラリーマン）の場合（特別徴収（給与から住民税が差し引かれている）の方）

給与所得者の方で、勤務先がひとつで、給与所得以外に不動産収入などの収入がない場合は、毎年6月頃に勤務先から配付される「平成28年度の市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写しを提出してください。

提出は、一部分だけではなく、全体をコピーして学校へ提出してください。

平成28年度 特別検査機関の決定・審査通知書(納税義務者用)

市町村民税所得割額が記載されています

保護者の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満であれば就学支援金の対象となります。

県民税所得割額や均等割額は含めません。

精選

保護者等（三親権者、父母がいる場合は父と母の両方。）の書類（コピー）を提出してください。

※次の方は、配偶者の書類を省略することができます。所得控除欄の「配偶者」欄を確認してください。

「配偶者」の欄に 330,000 円又は 380,000 円と記載がある（=配偶者控除を受けている）ことが確認でき、かつ、市町村民税所得割額が 301,200 円未満の場合

→ 例) 父の「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で配偶者控除を受けていることが確認でき、かつ、父の市町村民税所得割額が301,200円未満であれば、母の課税証明書等の提出は省略できます。

※「配偶者」の欄が空欄又は〇円の方、「配偶者特別」の欄に金額がある方は、保護者等（親権者全員分）の課税証明書等の提出が必要です。

2 主に個人事業者の場合（給与所得者以外の方）

主に個人事業者の方や、勤務先で給与から住民税が差し引かれていない方は、今年6月頃に市町村が発行した「平成28年度市町村民税・県民税納税通知書」の写しを提出してください。

提出は、市町村民税所得割額と、配偶者控除又は配偶者特別控除が表示されているページ全体をコピーして学校へ提出してください。

市民税・県民税決定・変更通知書兼納税通知書		市町村民税課	県民税																								
市民税・東京税の税額を決定しましたので、通知いたします。		<table border="1"> <tr><td>被扶養者割額</td><td>①</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>減免税率</td><td>②</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>割合的減免額</td><td>③</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>総額割額</td><td>④</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>合計額</td><td>⑤</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td colspan="2">第一回額 (④ + ⑤)</td><td>⑥</td><td>1</td></tr> </table>		被扶養者割額	①	1	1	減免税率	②	1	1	割合的減免額	③	1	1	総額割額	④	1	1	合計額	⑤	1	1	第一回額 (④ + ⑤)		⑥	1
被扶養者割額	①	1	1																								
減免税率	②	1	1																								
割合的減免額	③	1	1																								
総額割額	④	1	1																								
合計額	⑤	1	1																								
第一回額 (④ + ⑤)		⑥	1																								
		<p>市町村民税所得割額が記載されています。 保護者の市町村民税所得割額の合計が 304,200 円未満であれば就学支援金の対象となります。 県民税の所得割額は含めません。</p>																									
		<table border="1"> <tr><td>被扶養者からの特例取扱額または直接資本</td><td>⑦</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>割に納められた税額またはその還付額で算める金額</td><td>⑧</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>差引額にこの還付額で算める額(⑦ - ⑧)</td><td>⑨</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>直接支給することができる特例取扱額または直接資本</td><td>⑩</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table>		被扶養者からの特例取扱額または直接資本	⑦	1	1	割に納められた税額またはその還付額で算める金額	⑧	1	1	差引額にこの還付額で算める額(⑦ - ⑧)	⑨	1	1	直接支給することができる特例取扱額または直接資本	⑩	1	1								
被扶養者からの特例取扱額または直接資本	⑦	1	1																								
割に納められた税額またはその還付額で算める金額	⑧	1	1																								
差引額にこの還付額で算める額(⑦ - ⑧)	⑨	1	1																								
直接支給することができる特例取扱額または直接資本	⑩	1	1																								
		<table border="1"> <tr><td>被扶養者</td><td>被扶養者番号</td><td>取消</td><td>減免</td><td>特別支給</td><td>特別支給番号</td><td>支給年月日</td><td>支給年月日</td></tr> <tr><td>夏の場合は</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		被扶養者	被扶養者番号	取消	減免	特別支給	特別支給番号	支給年月日	支給年月日	夏の場合は															
被扶養者	被扶養者番号	取消	減免	特別支給	特別支給番号	支給年月日	支給年月日																				
夏の場合は																											
公的年金等に属する特例取扱額は15ページをご覧ください。																											
行政区	期別																										
通知番号	納期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日																				
組合番号	税種																										
登記番号	先当選																										
この登記表で算める額																											

(裏面へ続く)

(2) 主に個人事業者の場合(給与所得者以外の方)の続き)

所得控除額		高齢者所得控除額		変更表示用合計額	
種類	額	種類	額	種類	額
雇員控除	1,000				
医療費控除	1,000				
社会保険料控除	1,000				
少額課税の経済全般費	1,000				
生命保険料控除	1,000				
地図記念料控除	1,000				
個人区分	1,000				
扶養扣減分	普通 特別	人 人	1,000 1,000		
合計	1,000				
記入欄	1,000				
年間所得控除額	1,000				
扶養控除額	1,000				
特定扶養控除	人	1,000		人	1,000
老人扶養控除	人	1,000		人	1,000
既婚者扶養控除	人	1,000		人	1,000
その他扶養控除	人	1,000		人	1,000
高齢者扶養控除	人	1,000		人	1,000
月額未満の扶養控除	人	1,000		人	1,000
基礎控除	1,000				
合計	1,000				

保護者等(=親権者。父母がいる場合は父と母の両方。)の書類(コピー)を提出してください。

※次の方は、配偶者の書類を省略することができます。所得控除欄の「配偶者控除」欄を確認してください。

「配偶者控除」の欄に330,000円又は380,000円と記載がある(=配偶者控除を受けている)ことが確認でき、かつ、市町村民税所得割額が301,200円未満の場合。

→ 例) 父の「市町村民税・県民税納税通知書」で配偶者控除を受けていることが確認でき、かつ、父の市町村民税所得割額が301,200円未満であれば、母の課税証明書等の提出は省略できます。

※「配偶者控除」の欄が空欄又は〇円の方、「配偶者特別控除」の欄に金額がある方は、保護者等（親権者全員分）の課税証明書等の提出が必要です。

*非課税世帯については、5も併せて御覧ください。

3 上記の1又は2に当てはまらない方、もしくは書類をお持ちでない方

上記の1又は2に当てはまらない方や、1の「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」も、2の「市町村民税・県民税納税通知書」もお持ちでない方は、平成28年1月1日に住所を有する市区町村の窓口で発行される「平成28年度市町村民税課税（非課税）証明書」（写し可）を提出してください。

——《注意》

- (1) 保護者全員の方の書類が必要ですが、配偶者の収入が100万円以下で、配偶者控除を受けていることが「平成28年度市町村民税課税（非課税）証明書」で確認できれば、配偶者の書類の提出を省略できます。
※非課税世帯については、5も併せて御覧ください。

(2) 市町村によっては、「課税証明書」に配偶者控除の記載が無い場合もありますので、市区町村窓口で証明書を取得される場合には、市町村民税所得割額と配偶者控除の両方が記載されている証明書の発行を受けてください。

平成28年度市町村民税課税（非課税）証明書の発行開始時期は市区町村により異なりますので発行市区町村に確認してください。

なお、「課税（非課税）証明書」の発行には手数料が必要となり、市区町村によって手数料の額が異なります。発行を受けるためには、申請者（本人）を確認できるもの等が必要になりますので、各市区町村に確認してください。

4 生活保護を受けている世帯の場合

平成28年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯の場合は、「市町村民税課税（非課税）証明書」の代わりに、「生活保護受給証明書（原本）」を提出することができます。

5 市町村民税所得割額が非課税世帯の場合

保護者の市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象とした、「高校生等奨学給付金（旧 奨学のための給付金）」を申請する際に、平成28年度市町村民税課税（非課税）証明書の提出が必要になりますので、あらかじめ、平成28年度市町村民税課税（非課税）証明書を御準備ください。（「高校生等奨学給付金」は、保護者の市町村民税所得割額が非課税であることが支給要件になるため、配偶者控除を受けていても、課税（非課税）証明書の提出が必要です。）

なお、「高校生等奨学給付金」の申請方法等については、後日、御案内いたします。

「高校生等奨学給付金」ホームページ：http://www.pref.miyanagi.jp/site/sub_kan-shogakukyoku/

<申出書記入例>

宮城県教育委員会 殿

平成28年7月〇日

高等学校等就学支援金に関する申出書

私は、以下のとおり申し出ます。
(いすれか該当するものにし点を付けてください。)

- (1) 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しません。
(2) 高等学校等就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出しません。

- (3) 現在有している高等学校等就学支援金の受給権を　月　日以降、放棄します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。)

生徒の氏名	姓	名	二郎
生徒の年月日	昭和 平成	11年10月20日	

生徒の住所	〒980-0014 宮城 都道府県 青葉	中田町上沼字○○99番地 町村
保護者等の連絡先	Tel 090-1111-1234	携帯 自宅 ※目中、連絡がとれる電話番号を記入してください。
生徒が在学する 学校の名称	宮城県豊米総合産業高等学校	

- (1) 及び(2)の場合、いすれか該当するものにし点を付けてください。

(理由)

1. 市町村民税所得割額が基準額以上であるため
 2. 過去に、高等学校等を卒業又は修了したことがあるため
 3. 高等学校等に在学した期間が通算して36ヶ月(定期制・通学制の場合は48ヶ月)を超えていたため
 4. (上記1~3のいずれにも該当しない場合) 就学支援金の受給を希望しないため
 5. その他()

留意事項

上記4の理由により、本申出書を提出した後に、高等学校等就学支援金の受給を希望する場合には、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を宮城県教育委員会(学校長経由)に提出し、その提出のあつた月分から支給されます。

学校受付日 平成 年 月 (学年において記入。)